

ちば 中小企業 ば 2025 3

Chushokigyo-chiba No.715

Contents

- P 3 活動予定／トピックス
中央会の主な事業等活動予定（3月）
- P 4 特集 育児・介護休業法 改正ポイントのご案内
- P 6 景況 情報連絡員報告を中心とした県内の中小企業動向
（令和7年1月期）
- P 8 中央会だより
令和7年 商業4団体新春講演会・賀詞交歓会開催 他
- P12 インフォメーション
決算関係書類、役員変更届、定款変更認可申請書等の
提出先変更について 他
- P14 全国先進組合事例
「鬼師」×「鬼滅の刃」×「鬼コラボ」による伝統工芸品の魅力発信
（三州瓦工業協同組合）



表紙写真／©提供 勝浦ビッグひな祭り実行委員会（勝浦ビッグひな祭り）

■バックナンバーを Web 版でご覧になれます

バックナンバーをご覧になりたい場合、右のQRコード及び以下のURLから見るすることができます。
URL <https://www.chuokai-chiba.or.jp>



中央会の主な事業等活動予定 (3月)

令和7年2月14日現在

月日	曜日	内 容	担当部署
■ 中小企業連携組織対策事業			
3/12	水	官公需普及促進懇談会	商業連携支援部
3/13	木	連携組織活性化研究会 対象：柏市工業団地協同組合	工業連携支援部
		女性経営者等交流会 対象：千葉県中小企業団体レディース中央会	商業連携支援部
3/14	金	中小企業組合士交流会 対象：千葉県中小企業組合士会	工業連携支援部
		連携組織活性化研究会 対象：臼井ショッピングセンター協同組合	商業連携支援部
■ 団体等運営支援事業			
3/10	月	千葉県商店街連合会 商業機能強化事業 対象：志津駅南口商店会	商業連携支援部
3/14	金	千葉県中小企業団体レディース中央会 視察研修会	
3/17	月	千葉県商店街振興組合連合会 計画策定事業 対象：商店街振興組合柏二番街商店会	
■ 会議の開催			
3/13	木	令和6年度第4回正副会長会議	総務部
		令和6年度第3回理事会	

年次有給休暇 を上手に活用し 働き方・休み方を見直しましょう

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

働き方・休み方改善ポータルサイト
<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

年次有給休暇取得促進特設サイト

年次有給休暇取得促進特設サイト



Refresh!
もっと自分らしい
働き方
休み方

「中小企業ちば」では、今後の誌面づくりの参考とするため、アンケート調査を実施しております。右（もしくは裏面）のQRよりご回答ください。



⑥ 介護休暇を取得できる労働者の要件緩和 労使協定を締結している場合は就業規則等の見直し

改正内容	施行前	施行後
労使協定による継続雇用期間6か月未満除外規定の廃止	〈除外できる労働者〉 ①週の所定労働日数が2日以下 ②継続雇用期間6か月未満	〈除外できる労働者〉 ①週の所定労働日数が2日以下 ※②を撤廃

⑦ 介護離職防止のための雇用環境整備 義務

介護休業や介護両立支援制度等(※)の申出が円滑に行われるようにするため、事業主は以下①～④のいずれかの措置を講じなければなりません。

- ① 介護休業・介護両立支援制度等に関する**研修の実施**
- ② 介護休業・介護両立支援制度等に関する相談体制の整備(相談窓口設置)
- ③ 自社の労働者の介護休業取得・介護両立支援制度等の利用の**事例の収集・提供**
- ④ 自社の労働者へ介護休業・介護両立支援制度等の**利用促進に関する方針の周知**

※ i 介護休暇に関する制度、ii 所定外労働の制限に関する制度、iii 時間外労働の制限に関する制度、iv 深夜業の制限に関する制度、v 介護のための所定労働時間の短縮等の措置

望ましい *①～④のうち複数の措置を講じること

⑧ 介護離職防止のための個別の周知・意向確認等 義務

(1) 介護に直面した旨の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認

介護に直面した旨の申出をした労働者に対して、事業主は介護休業制度等に関する以下の事項の周知と介護休業の取得・介護両立支援制度等の利用の意向の確認を、個別に行わなければなりません。

※ 取得・利用を控えさせるような個別周知と意向確認は認められません。

周知事項	①介護休業に関する制度、介護両立支援制度等(制度の内容) ②介護休業・介護両立支援制度等の申出先(例:人事部など) ③介護休業給付金に関すること
個別周知・意向確認の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか 注:①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ

(2) 介護に直面する前の早い段階(40歳等)での情報提供

労働者が介護に直面する前の早い段階で、介護休業や介護両立支援制度等の理解と関心を深めるため、事業主は介護休業制度等に関する以下の事項について情報提供しなければなりません。

情報提供期間	①労働者が40歳に達する日(誕生日前日)の属する年度(1年間) ②労働者が40歳に達する日の翌日(誕生日)から1年間 のいずれか
情報提供事項	①介護休業に関する制度、介護両立支援制度等(制度の内容) ②介護休業・介護両立支援制度等の申出先(例:人事部など) ③介護休業給付金に関すること
情報提供の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか 注:①はオンライン面談も可能

望ましい *情報提供に当たって、「介護休業制度」は介護の体制を構築するため一定期間休業する場合に対応するものなど、各種制度の趣旨・目的を踏まえて行うこと
*情報提供の際に、併せて介護保険制度について周知すること

⑨ 介護のためのテレワーク導入 努力義務 就業規則等の見直し

要介護状態の対象家族を介護する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずることが、事業主に努力義務化されます。



介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認、情報提供の例

以下の資料をご用意しています。社内用にアレンジする等してご活用ください。

① 個別周知・意向確認、情報提供、事例紹介、制度・方針周知ポスター例

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000103533.html>



② 介護保険制度について(40歳の方向けリーフレット)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10548.html

両立支援について専門家に相談したい方へ【中小企業育児・介護休業等推進支援事業】

<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/>



制度整備や育児・介護休業を取得する社員のサポート、仕事と育児・介護の両立を実現する体制作り等でお悩みの企業に、社会保険労務士等の専門家が無料でアドバイスします。

育児・介護休業法 改正ポイントのご案内

令和7(2025)年4月1日から段階的に施行

男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認の義務化などの改正を行いました。

①～⑨▶令和7(2025)年4月1日から施行

① 子の看護休暇の見直し

義務 就業規則等の見直し

改正内容	施行前	施行後
対象となる子の範囲の拡大	小学校就学の始期に達するまで	小学校3年生修了まで
取得事由の拡大 (③④を追加)	①病気・けが ②予防接種・健康診断	①病気・けが ②予防接種・健康診断 ③感染症に伴う学級閉鎖等 ④入園(入学)式、卒園式
労使協定による継続雇用期間6か月未満除外規定の廃止	〈除外できる労働者〉 ①週の所定労働日数が2日以下 ②継続雇用期間6か月未満	〈除外できる労働者〉 ①週の所定労働日数が2日以下 ※②を撤廃
名称変更	子の看護休暇	子の看護 等 休暇

※ 取得可能日数は、現行日数(1年間に5日、子が2人以上の場合は10日)から変更ありません。

② 所定外労働の制限(残業免除)の対象拡大

義務 就業規則等の見直し

改正内容	施行前	施行後
請求可能となる労働者の範囲の拡大	3歳未満の子を養育する労働者	小学校就学前の子を養育する労働者

③ 短時間勤務制度(3歳未満)の代替措置にテレワーク追加

選択する場合は就業規則等の見直し

改正内容	施行前	施行後
代替措置(※)のメニューを追加	〈代替措置〉 ①育児休業に関する制度に準ずる措置 ②始業時刻の変更等	〈代替措置〉 ①育児休業に関する制度に準ずる措置 ②始業時刻の変更等 ③テレワーク

※ 短時間勤務制度を講ずることが困難と認められる具体的な業務があり、その業務に従事する労働者がいる場合にのみ、労使協定を締結し除外規定を設けた上で、代替措置を講ずることとなります。

④ 育児のためのテレワーク導入

努力義務 就業規則等の見直し

3歳未満の子を養育する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずることが、事業主に努力義務化されます。

⑤ 育児休業取得状況の公表義務適用拡大

義務

改正内容	施行前	施行後
公表義務の対象となる企業の拡大	従業員数1,000人超の企業	従業員数 300人超 の企業

- ・ 公表内容は、男性の「育児休業等の取得率」または「育児休業等と育児目的休暇の取得率」です。
- ・ 年1回、公表前事業年度の終了後おおむね3か月以内に、インターネットなど、一般の方が閲覧できる方法で公表してください。
- ・ より具体的な公表内容や算出方法はこちらをご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000103533_00006.html



両立支援のひろば(厚生労働省運営のウェブサイト)

男性の育児休業等の取得率等の公表に当たっては、自社ホームページ等のほか、「両立支援のひろば」で公表することもおすすめします。仕事と育児・介護の両立支援に取り組む企業の事例検索や自社の両立支援の取り組み状況の診断等を行うことができます。

<https://ryouritsu.mhlw.go.jp/>



情報連絡員報告を中心とした

県内の中小企業動向

令和7年1月期

情報連絡員50名 回答数50名
(一部抜粋)

全体概要

前月比

製造業売上高	[増加した] 業種：5⇒4【減少】	[減少した] 業種：6⇒7【増加】
非製造業売上高	[増加した] 業種：15⇒7【減少】	[減少した] 業種：7⇒17【増加】
業界の景況	[好転した] 業種：3⇒1【減少】	[悪化した] 業種：8⇒6【減少】

前年同月比

製造業売上高	[増加した] 業種：5⇒3【減少】	[減少した] 業種：9⇒9【変化なし】
非製造業売上高	[増加した] 業種：8⇒11【増加】	[減少した] 業種：11⇒8【減少】
業界の景況	[好転した] 業種：3⇒3【変化なし】	[悪化した] 業種：13⇒13【変化なし】

製造業

■ 麺類製造

〔県内全域〕

物流費や商材の値上げが続いているため、倒産が増えている。

■ パン・菓子製造

〔県内全域〕

消費者の購買意欲はなかなか高まらないので、小さなイベントなどをを行い、次の購買につなげる。

■ 酒類製造

〔県内全域〕

原料米（運送費を含む）や光熱費等の経費増が課題。

■ 繊維工業

〔県内全域〕

若干、引き合いの動きがある。

■ 木材・木製品製造

〔県内全域〕

原木は取扱量・価格ともに横ばいが続いている。

■ 製材

〔木更津市〕

外材（原木）の入庫は無し。内地材は1船が入船したものの全て出庫。

■ 印刷

〔県内全域〕

今年になり、物価（資材）の値上がりにより、取引先との価格交渉が出来ていない感がある。

■ 鉄工

〔千葉市〕

業種によってバラツキがあるが、受注は徐々に回復の兆しが見えてきている。人手不足により生産活動に支障が出ている組合員も散見される。

■ 機械部品製造

〔野田市〕

売上及び利益は前月比で増加したが、前年比で売上は変わらず。利益は微増。前月に比べ原価高。その他の費用が増加傾向の中、利益が幾らか改善した。

■ 機械部品製造

〔流山市〕

景況は、良いとは言えない状況である。燃料費、電気料金が値上がり、製造コストが増加している。

■ 機械部品製造

〔柏市〕

政策による手形期間の短縮が資金繰りの改善につながっている。米国トランプ政権がスタートし、日本経済への影響が未知数である。

■ 金属製品製造

〔船橋市〕

前月の状況よりやや回復しているものの未だ不十分な状況。

■ 採石

〔県内全域〕

今月の石材出荷は前月比を大きく下回り、前年同月比も下回った。

■ 非製造業

〔千葉県、東京都〕

消費低迷で売上は減少しているが、仕入価格や物流費の上昇は高止まりして一服した状況。引き続き取引採算は厳しい中、社会的な賃上げの動きにも対応出来ないため、事業運営に必要な人員確保も困難になってきている。

【医薬品卸

【県内全域

実働日数は、前年度と同じ19日であったが、売上は前年度と比較して増加した。インフルエンザの流行に伴い、検査薬及び治療薬の販売が例年以上になつている。スギ花粉の飛散が例年より早く始まつている。

【リサイクル卸

【県内全域

従業員不足が常態化しており、人員不足による事業撤退が増加傾向にある。

【青果卸売

【千葉市

年明けの取引も野菜・果実とも単価高の傾向が続き、活発な動きはない。売上は、単価高の影響で比較的伸びたが、経費等の上昇もあり、収益状況は厳しいままである。

【食肉卸売

【成田市他

豚価は横ばい。来年度も相場に翻弄されぬよう、一部の仕入について年間固定相場で仕入契約を行い、安定した食肉供給をする計画となつている。

【乾物卸売

【県内全域

家庭消費が良くない。インバウンドの影響があるところは好調。おにぎり業界は好調であるが、家庭での海苔消費は減少。海苔の高騰でこの先が心配。

騰でこの先が心配。

【小売

【柏市

年末が多少好調であった反動か、1月は低調。採算の悪化傾向は相変わらず。

【青果小売

【千葉市

入荷はやや増えてきた。相変わらず高値での取引であり、利益が少ないのが気になる。

【中古車販売・仕入

【県内全域

新車販売が回復し納車も始まるなか、オートオークション(AA)への出品台数確保に注力。各種企画開催など含めたAA会場の魅力を高め出品台数確保。成約台数拡大に努める。

【小売

【東金市

コロナ・インフルの影響は、まだ続いている。飲食は動き始めている。衣料品は、厳しい状態。全般的に年始は厳しい状況。

【小売

【大多喜町

野菜の価格高騰による買い控えのため、収益減少が懸念されたが、思ったほどの減少はなかった。衣料品関係も比較的順調であった。

【商店街

【千葉市

年度末から新年度にかけてバースタイルを再開すべく準備を進めている。

【自動車一般整備

【県内全域

県内自動車整備業界の整備需要の基盤となつている千葉県における自動車の保有台数は、昨年末で約376万台(軽自動車含)と微増で推移しているが、今後の大幅な増加を期待する状況ではないとされている。

【学習塾

【県内全域

塾にとつて1月・2月は端境期である。中3生・高3生が卒業し、新規募集生の動きも鈍い。

【警備

【県内全域

鳥インフルエンザ発生により、突発的な大型受注が発生した。

【土木・建築サービス

【県内全域

基幹事業である道路台帳整備、河川台帳整備について、従来以上に要望・提案活動に努める(道路台帳未補正箇所早期発注を要望し、成果を数字で確認できるまでになつている)こととする。

【ソフトウエア

【県内全域

大型の引き合い案件は増加し、期待しているが、コンペティターも多く受注に至るまでに時間がかかる。従業員の給与を増やしたい思いはあつても、相変わらず、価格引き下げの要求が高く、利益率が伸び悩んでいる。

【建設

【県内全域

組合員による1月中の県内建設関連の公共工事の落札結果は、100件、46億2,900万円となった。前年同月比は件数▲66件、受注高▲2億1,600万円となつている。

【貨物運送

【県内全域

1月の売上は、正月休みの影響もあり、前月に比べ減少。燃料油価格激変緩和対策事業について、補助金が減額され、燃料油価格が大幅に高騰した。更に今後も徐々に値上げしていく見通しである。

【輸出入

【県内全域

例年1月は、あまり売上の芳しくない月であり、12月からの年末始期間を過ぎると、国内外の利用客は目立って減少した。先月12月も売上がやや下がり気味であったが、その売上に比べてさえも5%減であった。1月末より中国の旧正月になるため、多少の期待を持っていたが、それほど多く店舗売上に影響は無かつたようだ。特に一部の食品については、賞味期限切れの懸念が出るほど動きが弱く、今後の販売商品の見直しの上で課題としたい。

令和6年度 商業4団体合同 新春講演会及び新春賀詞交歓会 開催

商業4団体（千葉県商店街連合会・伊勢田政員会長、千葉県商店街振興組合連合会・樫浦敏彰理事長、千葉県共同店舗協議会・中村秀朗会長、千葉県商業協同組合協議会・土屋利夫会長）は、2月7日（金）に千葉市内において、合同で新春講演会及び賀詞交歓会を開催した。



土屋県商業協同組合協議会
会長の開会挨拶

まず、新春講演会が行われ、開会挨拶の後、中小企業庁 経営支援部 商業課課長補佐 吉野賢一氏より、「今後の中小商業支援施策等について」説明が行われた。次に千葉大学大学院工学研究室建築学コース准教授 松浦 健治郎氏より、「商店街・地域資源を活

かしたまちづくり」千葉県の可能性」と題し、基調講演が行われた。続いて開催された賀詞交歓会では、黒野嘉之千葉県副知事、阿部紘一自由民主党千葉県支部連合会幹事長をはじめとする多数の来賓にご臨席をいただき、魅力あるまちづくりを目指す県下の商業関係者による積極的な情報交換が行われた。



松浦講師による講演



吉野中小企業庁商業課課長補佐
の施策説明



阿部自由民主党千葉県支部連合会
幹事長の賀詞交歓会の来賓祝辞



黒野千葉県副知事による
賀詞交歓会の来賓祝辞



伊勢田県商店街連合会
会長の賀詞交歓時の挨拶



古知講師による講演

組合は毎年1回決算を行い、その内容を審議するため、毎事業年度終了後に通常総会を開催しなければならぬ。しかし、一般法人と異なる組合特有の会計処理や財務諸表の作成方法、税制上の優遇措置等に留意する必要があることから、関係法令に基づく適正な決算処理等を行っていただくことを目的に、「組合の決算手続き」と題し、税理士 古知潔氏による講義が行われた。

組合決算講習会 開催

千葉県中央会は2月20日（木）、千葉市内において、令和6年度組合決算講習会を開催した。（会場とオンラインによるハイブリッド形式で開催）

あなたとあしたへつづく、健康を。

けんぽのいっぽ!

千葉支部の健康保険料率は
引き上げとなります

令和7年3月分(4月納付分)からの保険料率のお知らせです

令和7年2月分(3月納付分)まで 給与・賞与の	9.77%
令和7年3月分(4月納付分)から 給与・賞与の	9.79%

介護保険料率も**変更**となります

令和7年2月分(3月納付分)まで 給与・賞与の	1.60%
令和7年3月分(4月納付分)から 給与・賞与の	1.59%



いっぴくん

※健康保険料と介護保険料は労使折半となります。※40～64歳の方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率がかかります。※賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。※任意継続被保険者の方は、令和7年4月分の保険料率から変更となります。

全国健康保険協会 千葉支部
協会けんぽ
TEL.043-332-2811
〒260-8645
千葉市中央区新町3-13

令和6年度「ふさの国商い倶楽部」総会及び講習会 開催

千葉県中央会は2月19日(水)、千葉市内において、令和6年度「ふさの国商い倶楽部」総会及び講習会を開催した。

本講座は、「まちづくりは人づくり、良い街には良きリーダー」を理念に、活力ある地域づくりを担うリーダーの養成を目的に毎年開催されている。

まず、総会が開催され、令和6年度事業報告及び令和7年度事業計画(案)について、審議された



上段：武田勝商い倶楽部会長
下段：梶岡誠生講師

後、可決承認された。

総会終了後、合同会社結実計画
会議代表社員 梶岡誠生氏のコーディネートによる「地域商業活性化の取組みについて」をテーマに出席者による意見交換が行われた。

人件費・価格転嫁・人材育成に関するアンケートに協力ください

ちばの魅力ある職場づくり公労使会議

「ちばの魅力ある職場づくり公労使会議」は、千葉県内の21の機関・団体が参画し、魅力ある職場環境整備に取り組む会議体です。

昨年1月19日に採択した『「適正な価格転嫁と生産性向上による持続的な賃上げの実現」ちば共同宣言』に基づく取組として、「賃上げ」「価格転嫁」「人材育成」といったさまざまな課題への対応を迫られている県内企業の皆様の実情を把握するため、令和6年10月23日から11月8日までを実施期間とし、アンケートを実施いたしました。

この度、より多くの企業の声をお聞きするため、令和7年3月21日までを第2次実施期間とし、より利便性を高めアンケートを実施することといたしましたので、第1次実施期間中に参加されなかった企業の皆様におかれましては、是非ご参加いただき、実情をお寄せいただきますようお願いいたします(第1次実施機関に回答いただいている場合は、今回改めて回答いただく必要はございません)。

集約した結果は、本会議を構成する機関・団体で共有し、効果的に活用する予定ですので、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

※問合せ先：千葉県商工労働部雇用労働課企画調整班 TEL.043-223-2767

実施期間 2025.1.10～3.21

アンケートはこちらから 

(厚生労働省のシステムを利用しています)



決算関係書類、役員変更届、定款変更認可 申請書等の提出先変更について

令和5年12月に閣議決定された「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」に基づき、中小企業に関する法律（中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律）で定められた事業協同組合の認可などの業務や権限が、令和6年12月28日に千葉県へ移譲されることが決まりました。

この権限移譲により、決算関係書類、役員変更届、定款変更認可申請書等の提出先が、下表のとおり変更となりますのでご確認ください。

これまで、地方環境事務所／警察庁／金融庁／総務庁／法務省／文部科学省／厚生労働省宛に標記書類等をご提出されていましたが、ご留意ください。

なお、財務（支）局長、税関長、国税局長に標記書類をご提出されていましたが、提出先の変更はございません。

本件につきまして、ご不明な点がございましたら、千葉県中央会の各組合担当者までお問い合わせください。

これまでの提出先	令和6年12月28日 以降の提出先
地方環境事務所	千葉県
警察庁（国家公安委員会）	千葉県
金融庁：財務局、福岡財務支局	千葉県
総務省：総務省[自治行政局（行政課）、情報流通行政局（情報通信作品振興課、地方放送課、衛星・地域放送課、衛星・地域放送推進室、郵政行政部企画課、同部郵便課、同部信書便事業課）、総合通信基盤局（電気通信事業部データ通信課）]	千葉県
法務省：法務書（民事局第2課、大臣官房司法法制部司法法制課）	千葉県
文部科学省：文部科学省（大臣官房総務課行政改革推進室）	千葉県
厚生労働省：厚生労働省（職業安定局需給調整事業課）	千葉県
上記以外の機関：財務（支）局長、税関長、国税局長	従来どおり

お問い合わせ先：千葉県中小企業団体中央会 設立支援部 : TEL 043-306-3285
 工業連携支援部 : TEL 043-306-2427
 商業連携支援部 : TEL 043-306-3284
 経営支援部 : TEL 043-306-3282
 総務部 : TEL 043-306-3281

取引先と共存共栄の関係を築こうとする経営者の皆様へ

「パートナーシップ構築宣言」を作成・公表しませんか

①取引先との共存共栄の取組や、「取引条件のしわ寄せ」防止を代表者の名前で宣言します。

以下の項目について、企業の代表者の名前で宣言します。

- サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携
- 親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行（振興基準※）の遵守
- その他独自の取組

※下請中小企業振興法に基づく基準

(<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinkoukijyun.html>)

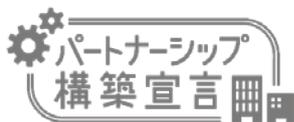
②「宣言」はポータルサイト上に公表されます。

- （公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイト

(<https://www.biz-partnership.jp>) に提出すると、「宣言」が掲載されます。

※「振興基準」に違反し、主務大臣の指導・助言を受けた場合など、「宣言」を履行していないと認められる場合には、「宣言」のサイトへの掲載を取りやめることがあります。

③「宣言」企業は「ロゴマーク」を使うことができます。



＜ロゴマークに込められた思い＞
大企業と中小企業がうまく噛み合い、共存共栄していく

④一部の補助金について加点措置を講じます。

- 対象となる補助金については、ポータルサイトをご覧ください。

「宣言」の内容について

未来を拓くパートナーシップ構築推進会議事務局

- 内閣府政策統括官（経済財政運営担当）付 参事官（産業・雇用担当）付 03-6257-1541
- 中小企業庁企画課 03-3501-1765



「宣言」の提出・掲載について

- （公財）全国中小企業振興機関協会 03-6228-3802
提出先URL：<https://www.biz-partnership.jp>

当協会と都道府県協会の連携により
中小企業を支援します。
公益財団法人
全国中小企業振興機関協会



経営承継円滑化による支援

中小企業の事業承継を総合的に支援する「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」(経営承継円滑化法)においては、遺留分に関する民法の特例、事業承継資金等を確保するための金融支援や事業承継に伴う税負担の軽減(事業承継税制)の前提となる認定が盛り込まれています。加えて、令和3年8月2日施行の「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」に伴う経営承継円滑化法の改正により、所在不明株主に関する会社法の特例の前提となる認定が新設されています。

経営承継円滑化法においては以下の支援を措置しています。

- (1) 税制支援(贈与税・相続税の納税猶予及び免除制度)の前提となる認定
(都道府県にて認定)
- (2) 金融支援(中小企業信用保険法の特例、日本政策金融公庫法等の特例)の前提となる認定
(都道府県にて認定)
- (3) 遺留分に関する民法の特例(中小企業庁において確認)
- (4) 所在不明株主に関する会社法の特例の前提となる認定(都道府県にて認定)

経営承継円滑化法の概要は、以下のとおり。

経営承継円滑化法の概要

事業承継に伴う税負担の軽減や民法上の遺留分への対応をはじめとする事業承継円滑化のための総合的支援策を講ずる「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」が平成20年5月に成立。

1. 事業承継税制

- ◇事業承継に伴う税負担を軽減する特例を措置
- ① **非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予制度**
都道府県知事の認定を受けた非上場中小企業の株式等の贈与又は相続等に係る贈与税・相続税の納税を猶予又は免除
 - ② **個人の事業用資産に係る贈与税・相続税の納税猶予制度**
都道府県知事の認定を受けた個人事業主の事業用資産の贈与又は相続等に係る贈与税・相続税の納税を猶予又は免除

4. 所在不明株主に関する会社法の特例

- ◇都道府県知事の認定を受けること及び所要の手続を経ることを前提に、所在不明株主からの株式買取り等に要する期間を短縮する特例を新設【令和3年8月施行】
- 会社法上、株式会社は、株主に対して行う通知等が「5年」以上継続して到達しない等の場合、当該株主(所在不明株主)の有する株式の買取り等の手続が可能
 - 本特例によりこの「5年」を「1年」に短縮

事業承継の円滑化

地域経済と雇用を支える中小企業の事業活動の継続

2. 遺留分に関する民法の特例

- ◇後継者が、遺留分権利者全員との合意及び所要の手続を経ることを前提に、遺留分に関する以下の特例を措置
- ① **生前贈与株式等・事業用資産の価額を除外(除外合意)**
生前贈与した株式等(※会社)・事業用資産(※個人事業)の価額が、遺留分を算定するための財産の価額から除外されるため、相続後の遺留分侵害額請求を未然に防止
 - ② **生前贈与株式等の評価額を予め固定(固定合意)**
後継者の貢献による株式等価値の上昇分が、遺留分を算定するための財産の価額に含まれないため、後継者の経営意欲を阻害しない(※個人事業は利用不可)

3. 金融支援

- ◇事業承継の際に必要な資金について、都道府県知事の認定を受けることを前提に、融資と信用保証の特例を措置
- ① **株式会社日本政策金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の特例(融資)**
対象：中小企業者の代表者(※)、事業を営んでいない個人
 - ② **中小企業信用保険法の特例(信用保証)**
対象：中小企業者及びその代表者(※)、事業を営んでいない個人
※中小企業者【会社】の代表者
- ⇒ 事業承継に伴う幅広い資金ニーズに対応
(M&Aにより他社の株式や事業用資産を買い取るための資金等も含む)

災害発生時の心得 ～むやみに移動を開始せず、落ち着いた行動を～

大規模な地震等による災害が発生すると、公共交通機関が運行を停止し、自宅へ帰ることが困難になることが予想されます。

しかし、災害発生時に多くの人が一斉に徒歩で帰宅を始めると、火災や沿道の建物からの落下物などにより負傷する危険があるばかりでなく、災害時に優先されるべき救助・救急活動の妨げとなります。

【災害発生時には「むやみに移動を開始しない」】

- まず自分の身の安全を確保しましょう。
- 職場や集客施設等の安全な場所にとどまりましょう。
- 災害用伝言サービス*により家族の安否や自宅の無事を確かめましょう。
- 交通情報や被害情報などを入手しましょう。

* 発災直後の安否確認の手段として、災害用伝言サービスが活用できます。

災害用伝言サービスは、毎月1日や15日などが体験日となっていますので、あらかじめ使用方法を体験しておきましょう。

○ 災害用伝言ダイヤル(171)

固定電話の番号あてに音声による安否情報を録音・確認できます。171をダイヤルし、ガイダンスに従ってメッセージの登録・確認をしてください。

一般電話、公衆電話、携帯電話、PHS、スマートフォンから利用ができます。

○ 災害用伝言板は、文字情報による伝言の登録と確認ができます。各携帯会社のトップページから「災害用伝言版」を選択してメッセージを登録・確認してください。

インターネットに接続できる携帯電話、PHS、スマートフォンから利用できます。

【日ごろから準備しておきたいこと】

- 携帯ラジオや地図を持ち歩きましょう。
- 職場などにスニーカーや懐中電灯、手袋、飲料水や食料などを用意しておきましょう。
- 事前に家族などと発災時の安否確認の方法や集合場所を話し合っておきましょう。
- 徒歩やバスにより帰宅経路の状況を確認しておきましょう。

【徒歩帰宅者支援の取り組み】

千葉県を含む九都県市では、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等と徒歩帰宅支援に関する協定を締結しています。

これらの店舗では、災害発生時に水道水やトイレの提供のほか、道路交通情報などを可能な範囲で提供して頂けます。

こうした店舗には、「災害時帰宅支援ステーションステッカー」が掲示されていますので、日頃から帰宅経路の店舗の場所を確認しておくことで安心です。

* 九都県市：千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、千葉市、さいたま市、横浜市、川崎市、相模原市

テーマ

メディアを活用して取り組んだ事例

「鬼師」×「鬼滅の刃」 鬼コラボによる 伝統工芸の魅力発信

三州瓦工業協同組合

背景・目的

瓦業界は住宅需要の減少や阪神淡路大震災以降の瓦へのマイナスイメージに苦しむなか、瓦職人の不足から技術の継承が途絶えてしまふ恐れがある。

このような状況下において鬼瓦を製造している組合員が中心となり、メディアを通して「鬼瓦」や「鬼師（鬼瓦を制作する職人）」をPRする方法を模索していた。

そこで、鬼瓦の生産地である愛知県高浜市が令和2年に市政50年の節目を迎え、さらなる町おこしの一環として本コラボレーションが実現した。（写真①）

取組みの手法と内容

主な取組み内容は、高浜市役所庁舎前に「オリジナル瓦モニュメント」の設置や観光案内所等で「コラボ限定オリジナルグッズ」を販売、組合員である「鬼師」の指

導による瓦粘土の型押し体験等のワークショップを実施した。（写真②）

本コラボレーションに関する商品の開発・販売や製作物の展示、SNS等での情報発信は版權元やイベント会社の許可が必要であり、製作物の作り直しなど時間を要することが多々あった。また、本コラボレーションは想像をはるかに上回る反響があり、組合HP

によるオンラインショップにアクセスが集中し、一時はサーバーがダウンするなど運営上様々なトラブルに見舞われた。

コラボレーションの準備段階から、イベント会社と高浜市、当組合での全体会議や打合せを随時実施するなど連携を強固にするとともに、コラボレーション期間中は組合HPに特設ページを開設するなどネットワーク関連の強化に



写真①：「鬼師」×「鬼滅の刃」
コラボレーションポスター

（コラボ期間：令和2年10月～令和3年1月）

写真②：「オリジナル瓦モニュメント」
制作中の様子

も努めた。

試行錯誤の結果、コラボレーション期間終了後には「鬼師になりたい」「鬼瓦を飾りたい」等全国からの反響や問い合わせが寄せられ、「鬼師」「鬼瓦」の知名度向上につながった。また瓦業界全体のイメージが向上し、組合員の事業へ波及効果がみられた。

成果とその要因

本コラボレーションは、愛知県高浜市の伝統産業である「鬼瓦」の知名度を向上させ、地域の誇りや特産品としての価値がより一層高まる機会となった。

三州瓦工業協同組合

住所：〒444-1325
愛知県高浜市青木町
六丁目2番地13

設立：昭和22年3月

出資金：3,560千円

URL：http://www.sansyuu.net/

業種：窯業・土石品製造業

組合員：28人

